

総務文教常任委員会審査日程

日 時 令和 2 年 9 月 2 日 (水)
午前 9 時
場 所 大会議室

～審査内容～

- 1 議案第 9 1 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務)
- 2 議案第 9 3 号 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定について (税務)

山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についての概要

1 条例改正の趣旨

地方税法等の一部改正に伴い、山陽小野田市税条例の規定整備を行うもの。

2 主な改正の内容

(1) 未婚のひとり親に対する税法上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し等すべてのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を解消するための措置を講ずる。

【令和3年1月1日施行】

① 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

(第34条の2)

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の控除（控除額30万円）を適用する。

② 個人住民税の人的非課税措置の見直し（第24条）

① に伴い、現行の寡婦、寡夫、単身児童扶養者に対する人的非課税措置を見直し、ひとり親及び寡婦を対象とする。

(2) 地方たばこ税【令和2年10月1日、令和3年10月1日施行】

① 軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（第94条第2項）

国のたばこ税と同様、軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1g未満）1本を紙巻きたばこ1本に換算する方法とする。

※令和2年10月1日、令和3年10月1日の2回に分けて段階的に実施

(3) 地方法人課税【令和4年4月1日施行】

① 国税における連結納税制度の見直しに伴う対応（第19条、第20条、第23条第3項、第31条第2項・第3項、第48条第1項～7項・第9項～第16項、第50条第2項～第4項、第52条第4項～第6項）

国税の見直しに合わせて、法人税において企業グループを一つの納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行することとされているが、法人住民税法人課税及び法人事業税所得割については、引き続き、企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ぼさないようにする等の所要の措置が講じられることに伴い、引用条項の改正等を行う。

(4) 租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う改正

【令和3年1月1日施行】

① 名称変更及び加算割合の引き下げ

(附則第3条の2第1項・第2項、附則第4条第1項)

「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に名称が変更され、法人市民税に係る納期限の延長等の場合の延滞金について、財務大臣が告示する割合(平均貸付割合)に現行年1.0%の割合を加算していたものを0.5%の割合に引き下げる。

(5) 租税特別措置法の低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例創設に伴う改正

地方部を中心に全国的に空き地・空き家が増加する中、新たな利用意向を示す者への土地の譲渡を促進するため、個人が保有する低額の低未利用地等を譲渡した場合の譲渡所得を控除することで、土地の有効活用を通じた投資の促進、地域活性化、更なる所有者不明土地の発生予防を図る措置を講ずる。

【令和3年1月1日施行】

① 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設

(附則第17条第1項、附則第17条の2第3項)

個人が、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間に、土地とその上物の取引額の合計が500万円以下等の一定の要件を満たす低未利用土地等の譲渡をした場合について、租税特別措置法第35条の3第1項の規定を適用して、当該個人の長期譲渡所得から100万円を控除される措置が講じられることに伴い、引用条項の改正等を行う。